

平成 21 年 10 月 16 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 レ ー サ ム  
代 表 者 名 代表取締役社長 田 中 剛  
JASDAQ コード 8890  
問 合 せ 先 常務取締役 小 町 剛  
電 話 03 (5157) 8881

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 10 月 16 日開催の取締役会において、定款の一部変更について平成 21 年 11 月 27 日開催予定の第 18 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

(1) 当社の事業の目的をより明確にするため、現行定款第 2 条（目的）に商業用地の開発・造成及び販売を加えます。

(2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。）が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は振替制度に移行（いわゆる「株券の電子化」）されております。これに伴い、現行定款の一部を次のとおり変更するものであります。

①決済合理化法附則第 6 条 1 項により、同法の施行日をもって当社定款の株券を発行する旨の定めは廃止されたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。

ただし、株券喪失登録簿については決済合理化法の施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までは作成して備え置くこととされているため、附則に所要の定めをするものであります。

②決済合理化法附則第 2 条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和 59 年法律 30 号）が廃止されたことに伴い、実質株主及び実質株主名簿に関する定めを削除するものであります。

#### 2. 定款変更の内容

定款の変更内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更に係る株主総会開催日	平成 21 年 11 月 27 日
定款変更の効力発生日	平成 21 年 11 月 27 日

以上

(別紙) 変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理</li> <li>2. 不動産の鑑定評価</li> <li>3. 住宅地・工業用地等の開発・造成及び販売</li> <li>4. 住宅の建築及び販売</li> <li>5. ホテル、レストラン及びスポーツ施設等の所有、賃貸及び経営</li> <li>6. 不動産特定共同事業法に基づく事業</li> <li>7. 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業</li> <li>8. 美術品（絵画、陶器、彫刻、版画）の売買</li> <li>9. 経営コンサルタント業</li> <li>10. 金銭の貸付</li> <li>11. 有価証券の売買、保有、運用</li> <li>12. 債権の買取り及び管理事務の代行</li> <li>13. 建物内装工事の企画、設計、施工</li> <li>14. 建築設計監理</li> <li>15. 損害保険の代理業</li> <li>16. 金融商品取引法に規定する投資助言・代理業</li> <li>17. 金融商品取引法に規定する投資運用業</li> <li>18. 前各号に付帯する一切の業務</li> </ol>	<p>(目的) 第2条 &lt;現行どおり&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ～ 2. &lt;現行どおり&gt;</li> <li>3. 住宅地・<u>商業用地</u>・工業用地等の開発・造成及び販売</li> <li>4. ～ 18. &lt;現行どおり&gt;</li> </ol>
<p>(発行可能株式総数及び株券の発行) 第6条 当社の発行可能株式総数は、1,280,000株とする。 <u>2 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 &lt;現行どおり&gt;  &lt;削除&gt;</p>
<p>(株主名簿管理人) 第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>株券喪失登録簿</u>及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置き、株主名簿、<u>株券喪失登録簿</u>及び新株予約権原簿に関する事務、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人) 第8条 &lt;現行どおり&gt; 2 &lt;現行どおり&gt;  3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置き、株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示及びみなし提供) 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することに</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示及びみなし提供) 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示するこ</p>

<p>より、株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>） に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>とにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>附則</u></p>
	<p><u>第1条</u> 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p><u>第2条</u> 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削除する。</p>